

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	スマート農業、調査等 研修・訓練 スマート農機/機械購入/リース
実施主体別	その他（サービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者） ※サービス事業：農業者の行う農作業を代行する取組、農業者が使用するスマート農業機械等を、販売以外の手段によって農業者に提供する取組等	

事業名	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（国庫・継続）			
アピールポイント	サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行や改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。	予算額(千円)	—	
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 立上げ・事業拡大の取組 サービス事業者がサービス事業を新規に立上げようとする際、又は既存のサービス事業を拡大しようとする際に必要な以下の取組を支援 ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査 ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集・分析等の実施 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成 ・サービスの普及に資するデモ実演、情報発信等の実施 ・サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施 ・本事業の実施に係る関係者による検討会の実施に要する経費 2 スマート農業機械等の導入 サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援	補助率	標準事業費	
		定額	補助上限額 1,500万円、 3,000万円	
		1/2以内	補助上限額 1,500万円、 3,000万円、 5,000万円	
【採択要件】 概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者であること （都道府県域を越える場合や施設整備を行う場合は、農林水産省が公募）				
実施期間	令和6年度～	担当 (窓口)	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線3232、直通017-734-9474) 農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480) 〃 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481) りんご果樹課 生産振興グループ (内線5148、直通017-734-9492) 畜産課 飼料環境グループ (内線4822、直通017-734-9497)	

目的	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業
別	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	--

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。
----------	--

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	21,625	
		内訳	国	21,625
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9481)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	その他 (簡易な圃場改良: 弾丸暗渠、心土破碎)
	機械・施設の整備	機械購入 / リース
実施主体別		農業者の組織する団体 等

事業名	畑作物産地生産体制確立・強化事業〔そば関係〕(国庫・継続) 【畑作物産地生産体制確立・強化事業】			
アピールポイント	湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。			
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。 そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。	予算額(千円)	48,520	
		内訳	国	48,520
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 安定生産技術の導入</p> <p>(1) 技術講習会・栽培実証 湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。</p> <p>(2) 湿害対策技術の導入 (2,000円/10a) 新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。 《湿害対策の例》 ・小畦立て播種 ・弾丸暗渠 ・心土破碎 等</p> <p>(3) 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。</p> <p>(4) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上 ・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加 (直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区)</p> <p>2 複数年契約取引 (1,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。</p> <p>(2) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 ・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加</p>	補助率	標準事業費	
		定額	(1) 上限額300万円	
		1/2以内	(3) 上限額1,000万円/台	
				定額
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない</p> <p>2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる</p> <p>3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 機械購入/リース
実施主体別	市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会、民間事業者）	

事業名	畑作物産地生産体制確立・強化事業〔ばれいしょ関係〕（国庫・継続）			
アピールポイント	ばれいしょの安定生産・供給体制を構築するため、病害虫抵抗性品種や省力作業機械の導入等の取組を支援する。			
事業の趣旨	ばれいしょ産地における労働力不足や病害虫の発生、需要構造の変化などの環境変化に対応するための取組を支援する。	予算額(千円)	18,865	
		内 訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	<p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く)(3,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 事業実施年度に収穫される当該病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分に対し支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする</p> <p>イ 事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>2 ばれいしょの労働負担軽減対策（1/2以内）</p> <p>(1) 事業内容 ばれいしょの基幹作業を外部委託する取組及び省力化外部化に資する作業機械の導入に要する経費を支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 10a当たりの労働時間を3.0%以上削減</p> <p>イ ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加</p> <p>ウ ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有り	
<p>【採択要件】</p> <p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大 指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。</p> <p>2 ばれいしょの労働負担軽減対策 (1) 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。 (2) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	8,787	
		内訳	国	8,787
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)
大豆	20ha (" 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5081、直通017-734-9480)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	有機農業等推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】		
-----	--	--	--

アピールポイント	市町村主導による有機農業の拠点地区の創出に向けて、有機農業実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援する。		
----------	--	--	--

事業の趣旨	有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて、生産から消費まで一環した取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。	予算額(千円)	3,000	
		内訳	国	3,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定（オーガニックビレッジ宣言） （１）検討会の開催 （２）試行的な取組の実施 （３）消費地との連携に向けた試行的な取組の実施 （４）情報発信 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （１）検討会の開催 （２）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （３）消費地との連携の取組の実践 （４）課題解決に向けた調査等 （５）情報発信 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費
		定額（機械リースは1/2以内）	1の有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たり上限1,000万円 2は上限800万円

【採択要件】

- 上記1に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）。
- 上記1の（3）又は2の（3）に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。
- 上記2に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）及び有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
- 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点の採択ポイント加算がある。

実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	--------	----	---

(別添1)

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	スマート農業 / その他 (新たな生産方式の導入) 簡易なほ場整備 (畔取り、畦の緩傾斜化) 機械購入 / リース / スマート農機 / ドローン等の研修受講費 / その他 (データ利用に係る契約料等)
実施主体別	市町村 / 地域協議会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体 / その他 ()	

事業名	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 (国庫・新規) 【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業】
-----	--

アピールポイント	スマート農業技術 (農業機械、栽培管理システム) の導入と、簡易なほ場整備などを一体的に支援する。
----------	---

事業の趣旨	産地における品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援する。	予算額(千円)	152,000	
		内訳	国	152,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 農業機械の購入又はリース導入にかかる費用</p> <p>(2) (1)に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信等に係る契約料など</p> <p>(3) (1)で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費 (畔取り、緩傾斜化など)</p> <p>2 支援対象者及び申請方法</p> <p>県内で事業を実施する農業者、農業団体等で、申請方法は以下のとおり</p> <p>(1) 計画認定者 (注1)</p> <p>認定を受けた計画を基に「スマート技術高度利用計画」を作成し、都道府県に申請</p> <p>(2) 計画認定者以外</p> <p>「産地スマート計画」に基づき地域協議会等の単位で申請</p> <p>注1)計画認定者：農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律に規定する「生産方式革新実施事業活動の実施に関する計画」の認定を受けているもの</p>	補助率	標準事業費
		国 (1)(3) 1/2以内 (2) 定額	上限事業費 (1)～(3)の 合計で2.5 億円 ただし、(2) は1,500万 円

【採択要件】

- 1 スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行い、これに関する農業機械の導入等であること
- 2 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標の両方を実現すること。
- 3 品目ごとの面積要件を満たすこと (計画認定者は除く)

実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (水稻・麦・大豆) (内線5074、直通017-734-9480) 野菜・花き振興グループ (野菜・花き) (内線5078、直通017-734-9481)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	機械・施設の整備	機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / その他（協議会）	

事業名	先進的有機農業拡大促進事業（国庫・新規） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】			
アピールポイント	有機農業の面的拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術に関する農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援する。	予算額(千円)	71,447	
		内訳	国	71,447
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入 自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機 等</p> <p>(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大 等</p> <p>2 有機農業拡大支援 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>1 (1) 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>1 (2) 市町村、市町村を構成員とする協議会、協議会、公社・土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者</p> <p>2 市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>※1 (1) に取り組む場合、2の事業実施主体のいずれかが1 (2) 又は2に取り組んで事業実施計画を作成する。</p>	補助率	標準事業費	
		<p>1 (1) 国 1/2 以内</p> <p>1 (2) 国 定額、1/2 以内</p> <p>2 国定額</p>	<p>1は上限 5,000万円 うち1 (2) は上限 400万円</p> <p>2は上限 800万円</p>	
<p>【採択要件】</p> <p>1 1 (1) の農業者等は、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域計画に位置付けられた農業者等であること。</p> <p>(3) みどり認定を受けている、又は申請を行っていること。</p> <p>2 事業実施計画ごとに、以下の面積以上（中山間地域は1/2以上）で取り組むこと。 稲：10ha、麦・大豆・雑穀5ha、いも類・露地野菜：2ha、果樹：1ha 等</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)	0	
		内訳	国	0
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和8年度実施予定】 なし				
実施期間	令和2年度～	担当	【生産支援事業】 りんご果樹課 戦略推進グループ （内線5151、直通017-734-9491） 【整備事業】 農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017-734-9474）	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 / リース 融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円) (公庫資金)		
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 1.65%～2.50% ※R8.3.18現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分に対し国10/10 （金利負担軽減措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和8年度金利負担軽減措置】 令和8年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り金利負担を軽減する。（ただし、負債整理等長期資金と補助残融資資金を除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別		県 / 市町村

事業名		経営発展支援事業（国庫・継続）		
アピールポイント		新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を支援する。		
事業の趣旨	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)		122,804
		内訳	国	82,054
			県	40,750
			その他	—
事業の内容等	<p>1 通常枠 機械・施設、家畜導入、果樹の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援</p> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者であること 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること 目標地図に位置付けられること（見込みを含む）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること 本人負担分について、金融機関から融資を受けていること <p>2 特別枠（地域計画早期実現枠） 上記1に加え、機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組を支援</p> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者又は認定農業者であること 将来像が明確化された地域計画（農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域）又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられること（見込みを含む） 青色申告を行うこと 本人負担分について、金融機関から融資を受けていること 	補助率	標準事業費	
		3/4以内	補助上限 750万円 ※経営開始資金と併用する場合は、 上限375万円	
		3/4以内 又は 1/2以内	補助上限 900万円 ※経営開始資金との併用不可	
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水
実施主体別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
		県 / 市町村

事業名	農地利用効率化等支援事業・地域農業構造転換支援対策（国庫・継続）			
アピールポイント	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者による農業用機械等の導入等を支援する。			
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)	86,563	
		内訳	国	86,436
			県	127
			その他	—
事業の内容等	<p>1 助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）</p> <p>2 内容 （1）農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ） 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成 （2）地域農業構造転換支援対策 ア 地域農業構造転換支援事業 将来像が明確化された地域計画の早期実現のため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に必要な農業用機械・施設を導入等する場合に助成 イ 新規就農者チャレンジ事業 認定新規就農者（65歳未満）が早期の経営発展に必要な農業用機械・施設を導入等する場合に助成</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村</p> <p>3 市町村附帯事務費 市町村の補助金等に要する事務経費を補助</p>	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内等	補助上限 農地利用効率化等支援事業 300万円 （経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者は上限600万円）	
		地域農業構造転換購入： 3/10以内 リース： 3/7以内	地域農業構造転換支援事業 個人1,500万円 法人3,000万円	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。</p> <p>2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。</p> <p>※2(1)で「みどり認定」を受けた計画の取組内容に関連するものは、優先枠を設けている。</p>				
実施期間	令和4年度～	担当	2(2)イ：構造政策課 担い手育成グループ （内線5058、直通017-734-9463） 2(2)イ以外：農村活性化グループ （内線5062、直通017-734-9534）	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入) リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農地耕作条件改善事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	4,000	
		内訳	国	4,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 定額助成 (1) 区画拡大 (2) 暗きょ排水 (3) 湧水処理 (4) 末端畑地かんがい施設 (5) 客土 (6) 除礫 (7) 更新整備 (8) 畑作転換工 (9) 条件改善推進費 (10) 高収益作物転換支援 (11) 病害虫対策</p> <p>2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) 管理省力化支援 (10) 条件改善促進支援 (11) 指導 (12) 高収益作物導入支援 (13) スマート農業導入支援 (14) 粗放的農地利用整備 (15) 機構集積推進費 (16) 高収益作物導入促進費 (17) 高収益作物導入推進費</p> <p>《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国	100%	
		定率【県営】	国	50.0%
			中山間地域等	55.0%
			県	27.5%
	<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。 総事業費200万円以上であること。 受益者数2者以上であること。 等 <p>【令和8年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施地区 : 1地区 関係市町村: 弘前市 			
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】		
-----	---	--	--

アピールポイント	自然災害発生に備え災害に強い産地を形成するため、事業継続計画（BCP）の見直し等や農業用ハウスの補強等を支援する。		
----------	---	--	--

事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画（BCP）の見直し等や事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,512	
		内 訳	国	2,512
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し等（定額） 事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力的体制の構築に係る取組等</p> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践 （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額） 自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組等 （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内） 既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費
		定額	
		定額	1/2以内

【採択要件】

- 1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。
- 2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。
- 3 上記2のメニューの場合、以下を満たすこと。
 - (1) 1の取組を実施すること。
 - (2) 2の(2)の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。
 - (3) 2の(2)の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。
 - (4) 2の(2)の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。

実施期間	令和8～12年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)
------	----------	----	--

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体 / その他 ()	

事業名	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】
-----	---

アピールポイント	みどり認定を受けた大規模有機農業者に対して、機械導入・施設整備を支援する。
----------	---------------------------------------

事業の趣旨	みどり認定を受けた農業者が、環境負荷低減事業活動を定着又は拡大させるために必要な機械・施設の導入又は整備を支援する。	予算額(千円)	4,000	
		内 訳	国	4,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 機械導入事業（推進事業） みどり認定を受けた有機農業者の有機農業の生産段階の環境負荷低減事業活動の取組に直接寄与する機械（一体的に導入するソフトウェアを含む）の購入又はリース 2 施設整備事業（整備事業） みどり認定を受けた計画の実施に必要な生産段階の環境負荷低減の取組に必要な施設（附帯設備を含む） 《事業実施主体》 みどり認定を受けた大規模有機農業者	補助率	標準事業費
		国 1/2以内	1 上限 200万円 （共同利用は5経営体 （1,000万円）まで） 2 上限 1,000万円 （共同利用は2,000万円まで）

【採択要件】

- 1 成果目標として、以下の両方を満たすこと。
 - (1) 以下の面積以上（中山間地域等は1/2以上）で有機農業に取り組むこと。
稲：4ha、麦・大豆・雑穀2ha、いも類・露地野菜：1ha、果樹：0.5ha 等
 - (2) 市町村域を超えて他の産地や有機農業者と連携し、有機農産物の共同出荷や共同販売を行い、安定供給や物流の効率化に取り組むこと。
- 2 総事業費が100万円以上であること。
- 3 みどり投資促進税制の積極的な活用に努めること。

実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	-------	----	---